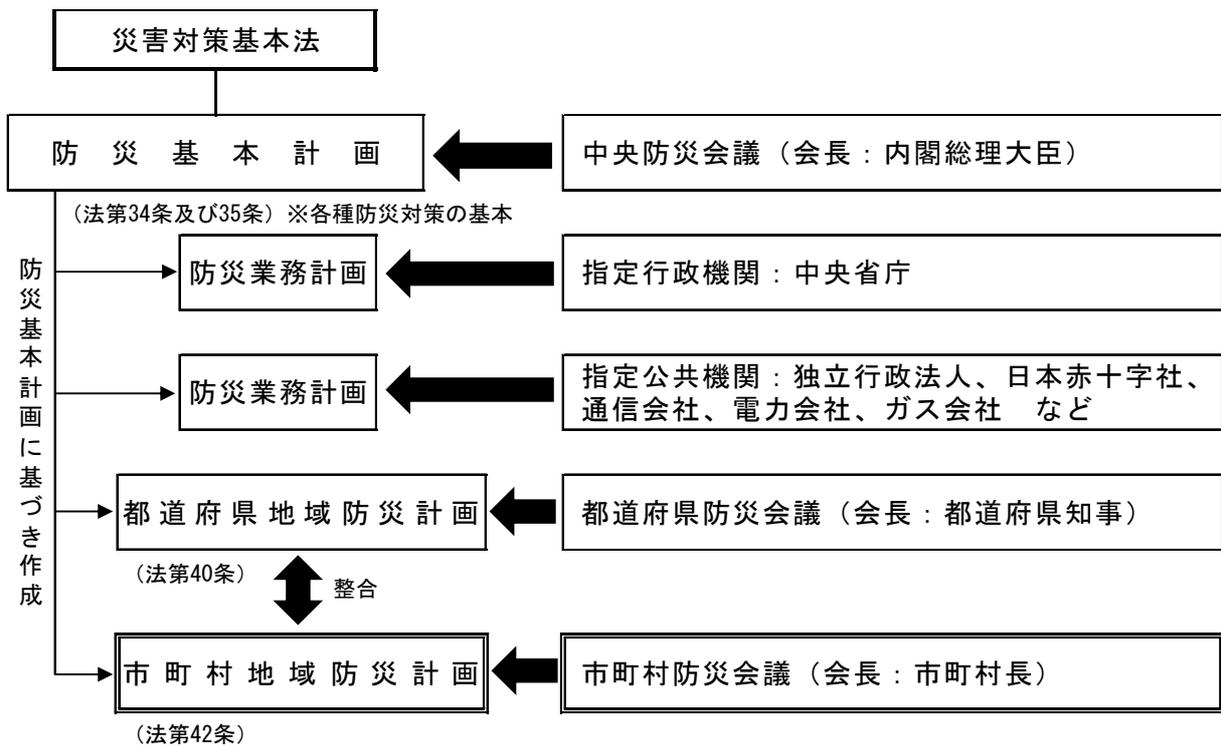


## 大船渡市地域防災計画の修正（案）について

### 1 計画の概要

大船渡市地域防災計画は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 42 条の規定に基づき、大船渡市防災会議が作成する計画です。

計画には、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関の各防災機関がそれぞれ全機能を有効に発揮し、相互協力して防災の万全を期すために必要な災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を定めています。



災害対策基本法（抜粋）

（市町村地域防災計画）

第四十二条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

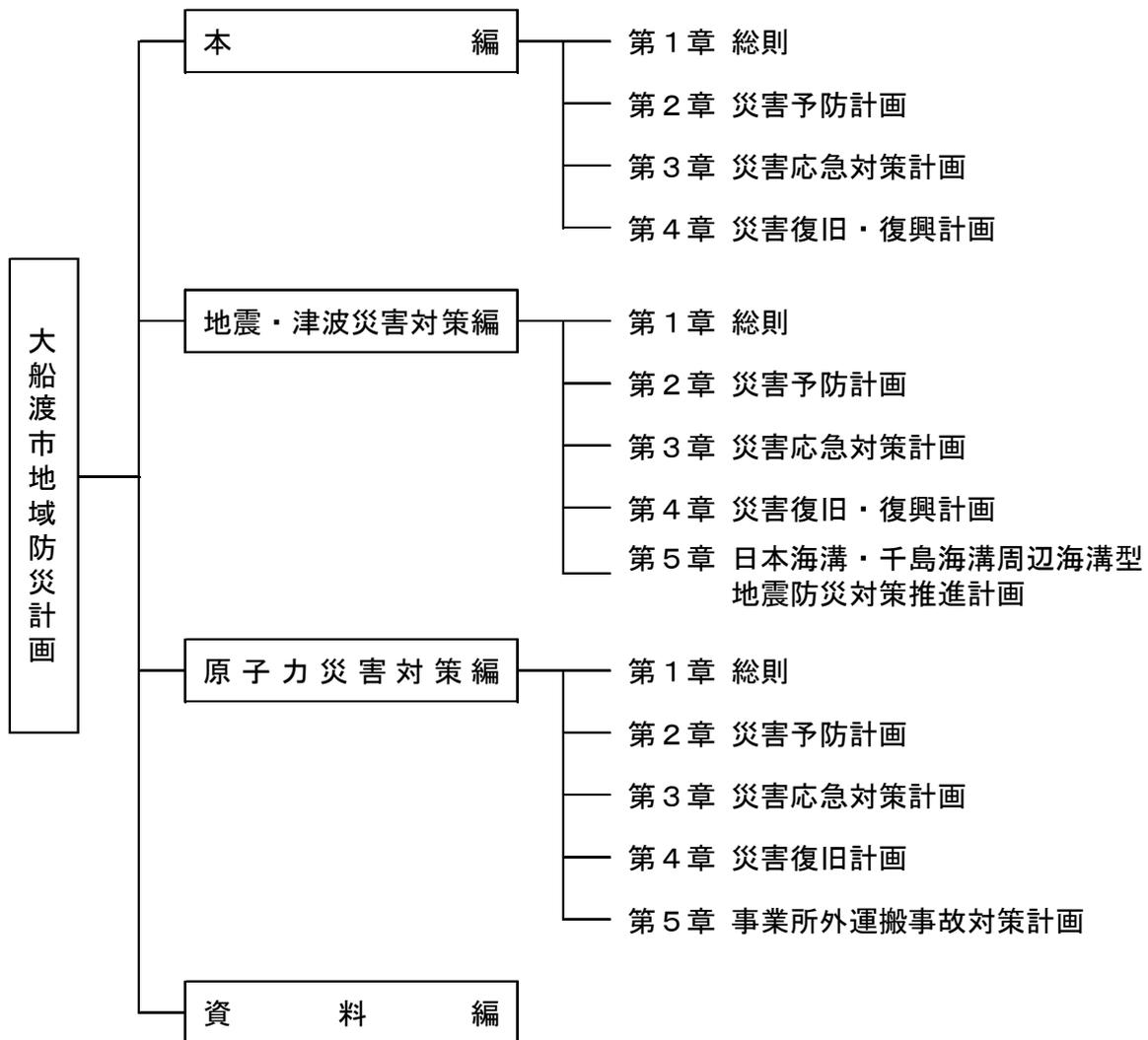
- 一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- 二 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
- 三 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

## 2 計画の構成

あらゆる災害へおおむね共通する事項を示す本編、個別の災害対策として特記すべき事項を示す地震・津波災害対策編、原子力災害対策編及び資料編で構成されています。

各編には、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興に関する計画を定め、各主体の役割分担を明確化しています。

計画期間を定めず、また、施策間の優先順位を付けずに、網羅的に対策を記載しています。



## 3 計画修正の経緯

計画については、毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正しなければならないとされており、当市においても防災関係法令の改正や国の防災基本計画、岩手県地域防災計画といった上位計画との整合を図ることなどを目的として修正を行っています。

今年度については、国や県の計画と整合を図るため、計画を修正するものです。

○これまでの修正経過

|      | 令和2年度   | 令和3年度   | 令和4年度   | 令和5年度  | 令和6年度  | 令和7年度  |  |
|------|---|---|---|--|--|--|--|
| 国    | 5月<br>(避難勧告と避難指示の一本化等)<br><b>災害対策基本法改正</b>      | 5月<br>(災害対策基本法の改正、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正)<br><b>防災基本計画修正</b> | 6月<br>(令和3年度に発生した災害を踏まえた修正等)<br><b>防災基本計画修正</b> | 9月<br><b>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画修正</b>        | 5月<br>(最近の施策の進展等を踏まえた修正等)<br><b>防災基本計画修正</b>     | 6月<br>(令和6年能登半島地震を踏まえた対策)<br><b>防災基本計画修正</b>     |  |
| 岩手県  | 4月<br>(台風第19号災害等を踏まえた対応)<br><b>県地域防災計画修正</b>    | 3月<br>(避難所における多様なニーズへの対応)<br><b>県地域防災計画修正</b>               | 3月<br>(防災基本計画を踏まえた修正)<br><b>県地域防災計画修正</b>       | 3月<br>(防災基本計画、県の防災施策を踏まえた修正)<br><b>県地域防災計画修正</b> | 3月<br>(防災基本計画、県の防災施策を踏まえた修正)<br><b>県地域防災計画修正</b> | 3月<br>(防災基本計画、県の防災施策を踏まえた修正)<br><b>県地域防災計画修正</b> |  |
| 大船渡市 | 3月<br>(防災基本計画及び県地域防災計画修正対応)<br><b>市地域防災計画修正</b> | 3月<br>(防災基本計画及び県地域防災計画修正対応)<br><b>市地域防災計画修正</b>             | 3月<br>(防災基本計画及び県地域防災計画修正対応)<br><b>市地域防災計画修正</b> | 3月<br>(防災基本計画及び県地域防災計画修正対応)<br><b>市地域防災計画修正</b>  | 3月<br>(防災基本計画及び県地域防災計画修正対応)<br><b>市地域防災計画修正</b>  | 3月<br>(防災基本計画及び県地域防災計画修正対応)<br><b>市地域防災計画修正</b>  |  |

4 令和7年度修正（案）の概要

(1) 防災基本計画の修正に伴うもの

① 令和6年能登半島地震を踏まえた修正

ア 被災地の情報収集及び進入方策に関する事項

- ・通信が途絶している地域での衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用【資料2 P2、P28、P36】
- ・道路管理者及び上下水道、電力、通信等の生活インフラ事業者における道路及び生活インフラの連携した復旧に係る連携体制の整備、強化【資料2 P25、P35】

イ 受援体制の整備に関する事項

- ・応援職員等の宿泊場所の確保に係る宿泊場所として活用可能な施設（ホテル、旅館、公共施設の空きスペース等）のリスト化【資料2 P10、P31】

ウ 避難所運営に関する事項

- ・避難所の良好な生活環境に係る避難所開設当初からのパーティション、段ボールベッド等簡易ベッドの設置【資料2 P3、P23】

- ・栄養バランスのとれた適温の食事の提供や入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施【資料2 P23】
- ・より快適なトイレ環境のための簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラーの確保【資料2 P25】

## ② 最近の施策の進展を踏まえた修正

### ア 総合防災情報システムでの情報共有に関する事項

- ・国や県、市など各機関における共有すべき被災状況、避難状況等防災情報の総合防災情報システムでの共有【資料2 P20、P35、P37】

### イ 在宅避難者等への支援に関する事項

- ・在宅避難者等が発生する場合における在宅避難者等の支援に係る拠点設置等の支援方策の検討【資料2 P23】

## (2) 「中山間地等の集落散在地域における孤立集落の可能性に関する状況調査」に係るフォローアップ調査の結果に伴うもの

### ア 孤立集落への物資輸送に関する事項

- ・集落単位で備蓄が困難な場合におけるドローン等による集落外からの物資輸送の検討【資料2 P5】

## (3) 林野火災警報及び林野火災注意報の運用開始に伴うもの

### ア 林野火災予防に関する事項

- ・林野火災発生 of 未然防止に係るたき火等行為者への火災予防上必要な措置の徹底【資料2 P8】
- ・消防団における消防本部と連携した訓練の充実や情報伝達体制の強化【資料2 P9】

### イ 林野火災警報等の運用に関する事項

- ・林野火災発生 of 予防上危険又は注意を要する気象状況における林野火災警報及び林野火災注意報の運用【資料2 P8、P9、P18、P19】

## (4) 大船渡市津波避難対策検討会議検討結果に伴うもの

### ア 津波発生時における自動車避難に関する事項

- ・津波からの避難の迅速化に係る避難対象者及び避難可能地域の設定による自動車避難の容認【資料2 P28、P29】

### イ 津波避難計画における津波対策の推進に関する事項

- ・津波災害による犠牲者ゼロを目指した自動車避難の在り方の検討、事業者や観光客等地理不案内者の避難対策の推進【資料2 P29】

## (5) 市行政組織機構の見直しに伴うもの

### ア 市行政組織機構の見直しに伴う災害対策本部の活動体制の変更に関する事項

- ・災害対策（警戒）本部の活動体制における班編成等の変更【資料2 P9、P20ほか】

## 5 計画修正のスケジュール

計画の修正については、大船渡市議会全員協議会での協議や意見公募（パブリックコメント）を実施した後、大船渡市防災会議での承認を受けて行います。

| 内 容                | 実施日           |
|--------------------|---------------|
| 大船渡市議会全員協議会での協議    | 令和8年2月13日     |
| 意見公募（パブリックコメント）の実施 | 令和8年2月16日～25日 |
| 大船渡市防災会議（書面開催）     | 令和8年3月13日     |
| 岩手県への計画修正の報告       | 令和8年3月下旬      |